## 令和5年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省経済産業政策局産業構造課)

	ロータ 企業年金等の積立金に対する	、特別法人税の撤廃又は の特別法人税の撤廃とは			
項	日 <sup>石</sup> 長				
税	法人税(法人税法第7条、第 145条の2、第145条の3及 及び第314条の4第1項、地 条の5)	び第 145 条の4、地方和 方法人税法第 10 条、租	说法第 51 条第 1 項 税特別措置法第 68		
要	企業年金等(確定拠出年金、確定組 税について、これらの普及を図るたる 税制調査会において議論が行われる。	り、及び健全な運営を確 8後の生活等に備える資	保するため、政府 産形成に係る税制		
望	の包括的な見直しに併せて撤廃を行 <sup>、</sup> 課税停止措置の延長を行う。	)。また、特別法人税の	<b>撤廃に主るまじ、</b>		
Ø					
内		平年度の減収見込額	一百万円		
		(制度自体の減収額)	( 一百万円)		
容		(改正増減収額)	( 一百万円)		
	(1) 政策目的				
新	企業年金をはじめとする私的年金は、国民の老後の生活設計の柱である公的 年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度である。				
設	また、勤労者財産形成給付金・基金	また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、事業主が金銭を拠出することに			
		より、勤労者の現役期間中及び老後の生活の安定を図るための自助努力による財産形成を援助する制度である。			
拡	財産形成を援助する制度である。				
充		少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現			
又		在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民			
	図っていくことが急務である。				
は	そのため、平成 11 年度から課税凍	そのため、平成 11 年度から課税凍結中(令和 4 年度が課税凍結期限)の特別			
延	法人税の撤廃により、企業年金の一層	骨の普及を図るものであ <i>。</i>	<b>3</b> .		
長	(O) ++ (Tr. O. )/ #-  -				
を	(2) 施策の必要性		ᇚᆎᅶᆍᆠᄼᇆᄡ		
必	企業年金等に関する税制は、掛金担 別法人税課税(課税凍結中)、給付				
要	除等の対象)となっている。				
ح	そうした中で特別法人税が課税され				
す	し(特に、個人が運用指図を行う確定 産額が減少することとなる。)、積				
る	クリー   クリー	_ • · · · · _ · _ · _ ·			
理	年金資産の運用に著しい影響がある。	ことから、企業年金等の	普及の大きな阻害		
由	要因となる。このため、運用時の特別で課税停止措置を延長し、企業年金等				
<u></u>	がある。	. ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. се сы ожу		

		<u> </u>	
今回の要望(租税特別措置)に関連する事項	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政 策 の 達成目標	少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間 中の達成 目 標	少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様 化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実 を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要 であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
		政策目標の 達 成 状 況	
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	企業年金等の制度の加入者(約 1,984 万人(令和3年度末時点))に影響がある。 なお、企業年金等に係る信託、生命保険等の業務を行う内国 法人(主に信託会社、生命保険会社(約 27 社(令和3年度末時 点。生保協会・信託協会調べ))が特別法人税の納税義務者で ある。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度である企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進されることにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進されることにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。 なお、企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等 において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	国民の老後の生活設計の柱である公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度である企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進されるところにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進されることにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。

		1
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	_
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	
連する事項	前回要望時からのでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	_
理 由 これまでの 要 望 経 緯		平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、各年度において、課税停止が延長されている。